

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	小茅野地区 (小茅野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月10日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は過疎化が進み約70%の農地所有者は地区外に転出しており農地利用者も5名程度となっている。意向調査では対象者のうち地域内所有者が回答されたため農地所有者の年齢層は70代以上が24%であるが大半を占め、高齢化が今後も進んでいくことが懸念され、農地利用者確保が急務となっている。

・作付は大半が畑作物中心となっており一部水稻栽培がなされている。今後、山間地を生かした作物栽培による収益向上が課題。

・担い手による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・畑作物を主要作物としつつ、新規作物の品種等の検討を地域、市、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸付を進めつつ、高齢化が一層進む現状を考慮して、担い手への農地の集積・集約化を検討する。また、自作意向のある農家については、地域維持及び健康維持の観点からも地域農業者と協議をしつつ農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を実施して約30年が経過し、水路・農道の経年劣化が心配される。今後、集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。また、水利施設等については、地域が受益者と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者の確保に向け関係機関と共に協議を進める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦多面的機能事業を継続し地域一体となって水路等の長寿命化及び施設管理に取り組む。